



11月は秋のこどもまんなか月間

特集

～オレンジリボン・児童虐待防止 推進キャンペーン～

町では家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動を実施します。

児童虐待とは？

「児童虐待の防止等に関する法律」では、以下の4種類の行為をすることが虐待とされています。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより拘束する など
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、こどもを家に残したままの外出や自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など ～夫婦喧嘩も心理的虐待になることがあります～ こどもの目の前で夫婦やパートナー同士が喧嘩をすることも、こどもへの心理的虐待にあたります。「暴言・暴力」「怒鳴り声」などはこどもの心に深い傷を残す恐れがある行為です。

「児童虐待かもしれない…」と思ったら

迷わずすぐ連絡してください。連絡はこどもを守るためのものです。
連絡した人が特定されないよう、秘密は守ります。

※児童に危険が差し迫っている時は、警察へ通報(110番)してください

児童相談所 虐待対応ダイヤル

いち はや く

通話料無料

189

子育てについて不安を感じたり、悩んでいませんか？

子育てをしていると、自分だけが子育てをうまくできていないと感じていませんか。家庭の中だけで抱え込み、自分を追いつめる前に連絡をしてください。

【こどもに関する相談はこちら】

子ども応援課子ども応援グループ

☎ 28・0936(平日8時30分～17時15分)

愛知県中央児童・障害者相談センター

☎ 052・961・7250

オレンジリボンには
子ども虐待防止を
願うメッセージが
こめられています

